

8 輸 国 第 552 号
令和 8 年 5 月 11 日

〔 農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長 〕

殿

輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部
改正について

我が国からトルコ向けに輸出される水産食品等については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 TR-S1「トルコ向け輸出水産食品及び飼料用水産物の取扱要綱」により取り扱っているところです。

今般、トルコ向け輸出水産食品の取扱施設について、管轄当局を通じてトルコ政府への登録を求められていることから、同要綱を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

8 輸 国 第 552 号
令和 8 年 5 月 11 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部
改正について

我が国からトルコ向けに輸出される水産食品等については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 TR-S1「トルコ向け輸出水産食品及び飼料用水産物の取扱要綱」により取り扱っているところです。

今般、トルコ向け輸出水産食品の取扱施設について、管轄当局を通じてトルコ政府への登録を求められていることから、同要綱を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。